

主な論点と対応方針（たたき台）



令和5年6月23日
厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

主な論点①

対象とする感染症の候補について、どのように考えるか。



対応方針（たたき台）

- 本第三者提供制度は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症といった今後国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症を念頭に置いたものであることから、将来のこれらの感染症を想定して、制度の具体化を図ることとしてはどうか。
- 社会的なニーズ等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症について、施行当初から提供することとしてはどうか。
- その他の感染症については、立法趣旨や感染症の特性※に加え、ニーズや技術上の実現可能性、提供に当たっての費用対効果等を踏まえながら、検討していくこととしてはどうか。

※ 感染症に関する誤解・偏見に基づき、本人にとって不当で不利な扱い、誹謗中傷、負の烙印（スティグマ）の付与やレッテル貼り（ラベリング）、第三者や公共空間への暴露（アウトティング）、個人特定やプライバシー侵害行為、その他これらに類する行為、その他これらに類する行為が生じてしまうことがあること 等

主な論点②

連結して利用することのできるデータベースの候補について、どのように考えるか。



対応方針（たたき台）

- 本第三者提供制度では、感染症の重症度、ワクチン・治療薬の有効性等に関する分析等を目的としていることから、連結することにより当該目的の達成に資するデータベース※を候補とすることとしてはどうか。

※ 例) NDBや予防接種DB等

提供項目の選定に関する主な論点と対応方針（たたき台）

主な論点③

- 制度の趣旨を踏まえたとき、提供する項目を選定するに当たっては、どのように考えていけばよいか。



対応方針（たたき台）

- 以下の要件に該当する項目について、提供することとしてはどうか。
 - ① 感染症の重症度、ワクチン・治療薬の有効性等の分析に資するような、医療に関する情報を提供するものであること
 - ② 一つ一つの内容を確認することなく、迅速な提供が可能なものであること
 - ③ 感染症対策における基本的な調査等が引き続き適切に継続できるよう、第三者提供する内容として、国民の理解が得られるものであること
 - ④ データの質が確保されているものであること